

第3部 介護保険サービスの 推進

第3部 介護保険サービスの推進

第1章 介護保険サービスの推進

1. 介護保険事業の基本的な考え方

本市では、「高齢者の尊厳と自立」を支援する介護保険制度の基本的理念を考え方の基本に置き、市民や介護保険事業者等の関係者との相互理解と協力をしながら、介護を社会全体で支えていく介護保険事業を実施しています。

平成12年（2000年）にスタートした介護保険制度は、ニーズの変化や急速に進む高齢化に対応するため、必要な制度改正が行われてきました。平成17年（2005年）には、できる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう介護予防を重視した仕組みに再編され、平成23年（2011年）には、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の推進が掲げられ、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。そして、平成26年（2014年）には、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2つの側面から改正が行われました。

第7期に向けた介護保険制度改正では、これまで構築が進められてきた「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」という2つの観点から見直しが行われています。（下表参照）

介護保険制度の改正の主な内容	
1 地域包括ケアシステムの深化・推進 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図る ①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進 ②医療・介護の連携の推進等 ③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等	2 介護保険制度の持続可能性の確保 世代内・世代間の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求め、制度の持続可能性を確保する ①2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とする ②介護納付金への総報酬割の導入

※厚生労働省老健局資料改編

本市の高齢化は、国を上回る速度で進行し、平成37年度（2025年度）には市民の3人に1人が65歳以上になると予測しています。そのため、一人ひとりが健康維持や介護予防に努めることで健康寿命を延ばし、介護保険サービスにかかる費用と、それに伴う保険料の上昇をできるだけ抑えることが求められています。

第7期計画では、介護保険制度の基本理念である「高齢者の自立支援」、「利用者本位」、「利用者による選択（自己決定）」の観点から、必要とされる介護保険サービスを、要支援の場合は地域包括支援センターで保健師等と相談しながら、要介護の場合は自分で、または介護支援

専門員と相談しながら、ケアプラン（サービスの利用計画）を作成することで、総合的かつ効果的に提供するとともに、平成 37 年度（2025 年度）に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に向けて取り組みます。

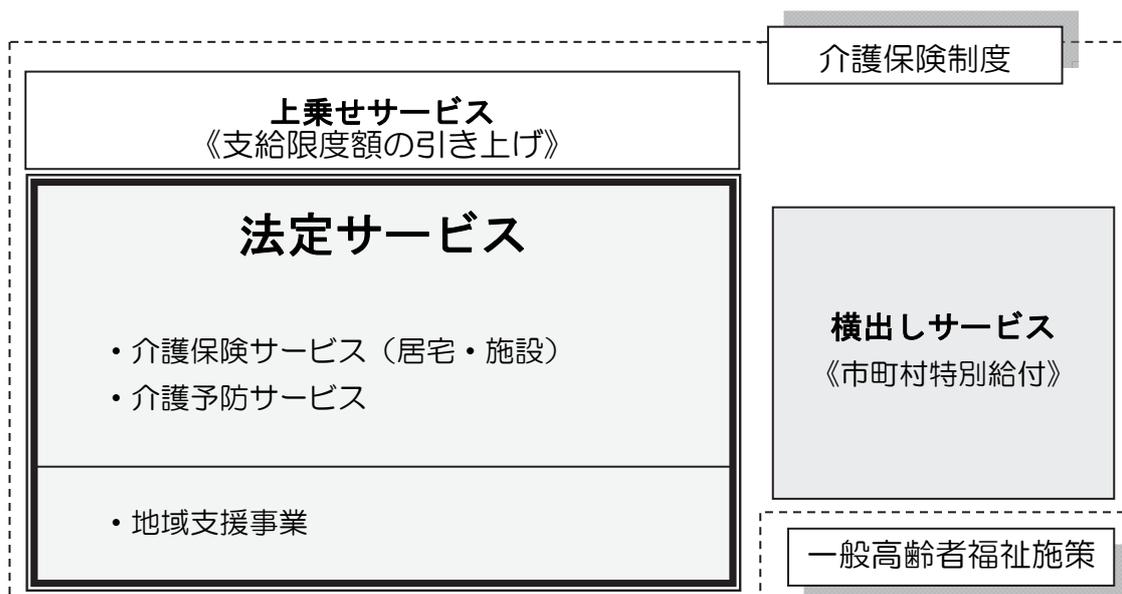
（1）日常生活圏域と介護保険サービス

① 日常生活圏域の考え方

要介護高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためには、地域のサービス資源を整え、身近な地域で必要なサービスを提供していく体制が必要です。この考えのもと、地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件等を勘案し、コミュニティエリア 10 か所に合わせ、1つの地域包括支援センターが2つのコミュニティエリアを担当することとして、5か所に細分化します。（詳しくは、「日常生活圏域の状況」39 ページを参照）

② 介護保険サービスの範囲

介護保険制度では、全国一律の保険給付以外に、保険者（市）の裁量で支給限度額の引き上げ（上乘せ）や市町村特別給付（横出し）等の法定外サービスを実施することができます。



図表 3-1 介護保険サービスの範囲

ただし、その財源はすべて第1号被保険者（65 歳以上の方）の保険料でまかなわれることとされており、法定外サービスを実施した場合、第1号被保険者の保険料に影響します。

③ 市町村特別給付の実施

本市の地域特性の1つとして、昭和40年代から開始された多摩ニュータウン開発事業があります。ニュータウン開発により、計画的で高水準な都市基盤の整備が実現されましたが、その反面、第一次入居から40年以上が経過し、施設の老朽化と居住者の高齢化が課題となっています。ニュータウン地区に多く所在する建設年次の古い低・中層の団地では、階段や踊り場のスペースが小さいことやエレベーターが設置されていないケースが多く、通所系介護サービスの利用が制約される状況が生じていました。

このため、このようなエレベーターのない低・中層団地等に住んでいて一定の要件を満たす要介護高齢者について、介護サービス（通所系介護サービス）を利用するために必要な移送支援サービスを平成25年度（2013年度）より市町村特別給付として開始しました。

サービス内容は、介護保険の通所介護または通所リハビリテーションを利用する際、自宅玄関から一番近い車道まで、階段昇降機または人力にて、階段昇降の介助を行うものです。

階段昇降が困難なために自立に向けたサービスの利用が制限されることなく、必要な方へサービスが届くセーフティネットの役割を果たすサービスとして、第7期計画期間では従来の要件などを見直して市町村特別給付を実施します。

多摩市の「移送支援サービス」（市町村特別給付）

【利用できる方】

次のすべての要件を満たす方

- ①多摩市の介護保険の第1号被保険者または第2号被保険者（40～64歳までの医療保険に加入している方）で保険給付の制限を受けておらず、納期限の過ぎた介護保険料を完納している方。
- ②要介護2以上、かつ車椅子を利用しているか歩行が著しく困難な方。
- ③自宅の玄関先（低・中層住宅も各戸の玄関先）から一番近い車道まで、5m以上の段差を階段等にて上下する必要がある方。（一般的中層住宅の3階以上が目安）

【サービス内容】

介護保険の通所介護または通所リハビリテーションを利用する際、自宅玄関から一番近い車道まで、階段昇降機または人力にて、階段昇降の介助を行います。

【市町村特別給付の利用件数】

	平成28年度 (2016年度)		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	目標	実績	目標	目標	目標
利用件数	-	1,278件	3,328件	3,744件	4,160件

2. 介護保険サービス量等の推計

介護保険制度の基本理念「自立支援」の観点から、要支援1・2の方へ介護予防サービスを、要介護1～5の方へ居宅サービス・施設サービスを、また、要支援状態となるおそれがある方には介護予防・日常生活支援総合事業を、総合的かつ効率的に提供します。

(1) 要介護・要支援認定者数の推計

① 被保険者数の推計

被保険者数は、平成29年度(2017年度)の多摩市将来人口推計を基本とし、外国人を見込んで推計しています。

◇ 被保険者数の推計 各年1月1日(単位:人)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
第1号被保険者	43,235	44,259	45,249	48,700
65～74歳	22,207	21,838	21,831	17,344
75歳以上	21,028	22,421	23,418	31,356
第2号被保険者 (40～64歳)	51,254	51,624	51,928	53,286

② 要介護・要支援認定者数の推計

要介護・要支援認定者数は、平成27年(2015年)～平成28年(2016年)の各年の9月末現在の認定者数の状況をもとに推計しています。

◇ 要介護・要支援認定者数の推計 各年10月1日(単位:人)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
認定者数	5,689	5,939	6,266	8,478
要支援1	821	820	822	1,125
要支援2	631	641	667	957
要介護1	1,110	1,110	1,113	1,371
要介護2	995	1,042	1,094	1,413
要介護3	893	1,041	1,215	1,784
要介護4	634	654	676	932
要介護5	605	631	679	896

(2) 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み

◇サービス種別ごとの利用量の見込み（※回数・日数・人数は1月あたりの数）

平成27・28年度（2015・2016年度）の実績と平成29年度（2017年度）のうち把握可能な月次までの実績から、計画期間における各年度のサービス別・介護度別利用率と1人あたりの利用回数・日数等を推測し、次のとおりサービスの必要量を見込んでいます。

◇ 居宅・介護予防サービスの見込み

①訪問介護

介護福祉士等が利用者の自宅を訪問して、介護や家事等、日常生活の援助をします。

単位：回・人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
回数	訪問介護	16,703	16,705	16,922	21,947
人数	訪問介護	958	995	1,042	1,312

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴車等で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

単位：回・人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
回数	訪問入浴介護	421	432	478	573
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
人数	訪問入浴介護	92	98	109	137
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0

③訪問看護・介護予防訪問看護

看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話等を行います。

単位：回・人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
回数	訪問看護	5,596	6,297	7,077	9,688
	介護予防訪問看護	1,208	1,537	1,946	3,894
人数	訪問看護	574	639	714	934
	介護予防訪問看護	127	151	179	277

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、機能訓練等を行います。

単位：回・人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
回数	訪問リハビリテーション	324	441	522	723
	介護予防 訪問リハビリテーション	45	46	46	47
人数	訪問リハビリテーション	27	34	37	50
	介護予防 訪問リハビリテーション	5	5	6	10

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問し、療養する上での指導や助言等を行います。

単位：人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
人数	居宅療養管理指導	1,067	1,164	1,276	1,623
	介護予防居宅療養管理指導	85	91	99	153

⑥通所介護（デイサービス）

施設等に通い、入浴・食事・機能訓練等のサービスを日帰りで利用するサービスです。

※小規模（利用定員18人以下）の通所介護は、地域密着型通所介護（120ページ）に掲載。

単位：回・人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
回数	通所介護	7,715	8,401	9,170	12,902
人数	通所介護	811	860	919	1,156

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関の機能訓練を日帰りで利用するサービスです。

単位：回・人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
回数	通所リハビリテーション	2,080	2,117	2,153	2,410
人数	通所リハビリテーション	298	309	320	395
	介護予防 通所リハビリテーション	73	74	75	104

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を受けるサービスです。

単位：日・人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
日 数	短期入所生活介護	1,852	2,053	2,326	3,162
	介護予防短期入所生活介護	33	41	43	66
人 数	短期入所生活介護	217	237	264	337
	介護予防短期入所生活介護	6	7	7	11

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所し、医学的な管理のもとで、介護や看護・機能訓練等を受けるサービスです。

単位：日・人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
日 数	短期入所療養介護	303	304	310	330
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
人 数	短期入所療養介護	49	50	54	65
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

歩行器等の福祉用具を借りるサービスです。

単位：人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
人数	福祉用具貸与	1,469	1,565	1,672	2,094
	介護予防福祉用具貸与	487	531	586	902

⑪特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入

排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部が支給されます。

単位：人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
人数	特定福祉用具購入	39	41	42	53
	介護予防特定福祉用具購入	18	18	18	23

⑫住宅改修費・介護予防住宅改修費

手すりの取り付けや段差の解消等、改修の費用の一部が支給されます。

単位：人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
人数	住宅改修費	24	25	28	32
	介護予防住宅改修費	12	12	12	16

⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練等を受けるサービスです。

単位：人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
人数	特定施設入居者生活介護	491	592	719	1,051
	介護予防 特定施設入居者生活介護	79	93	109	167

⑭居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）等が、利用者の状況に合ったケアプランを立て、サービスが適切に提供されるように、連絡・調整等を行います。

単位：人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
人数	居宅介護支援	2,211	2,345	2,485	2,924
	介護予防支援	588	658	736	896

◇ 地域密着型サービスの見込み

地域密着型サービスについては、整備の意向に対して個別に相談に応じ、サービス量や日常生活圏域とのバランスを考慮して対応していきます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時対応を行うサービスです。

単位：人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
人数	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	10	20	60

② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象とした通所介護で、施設等に通り、入浴・食事・機能訓練等のサービスを日帰りで利用するサービスです。

単位：回・人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
回数	認知症対応型通所介護	940	1,004	1,075	1,184
	介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0
人数	認知症対応型通所介護	102	113	127	163
	介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0

③小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせながら、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練等を受けられるサービスです。

単位：人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
人数	小規模多機能型居宅介護	105	113	122	167
	介護予防小規模多機能型居宅介護	19	25	30	46

④看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスです。

単位：人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
人数	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	22	44

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある方が、少人数で介護職員と共同生活をしながら、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練等を受けるサービスです。

単位：人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
人数	認知症対応型共同生活介護	108	126	144	144
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0

◎地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模で、入浴・食事・機能訓練等のサービスを日帰りで利用するサービスです。

単位：回・人

	サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
回数	地域密着型通所介護	4,549	5,070	5,627	7,980
人数	地域密着型通所介護	506	544	584	696

◇ 施設サービスの見込み

①介護老人福祉施設

日常生活に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護を受けることができる施設です。

②介護老人保健施設

病状が安定し、家庭に戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受けることができる施設です。

③介護療養型医療施設

長期間にわたる療養や、医学的管理下での介護が必要な場合に入所する施設です。

単位：人

	サービス種別	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
人数	介護老人福祉施設	470	489	508	773
	介護老人保健施設	279	290	301	494
	介護療養型医療施設	36	38	40	※40

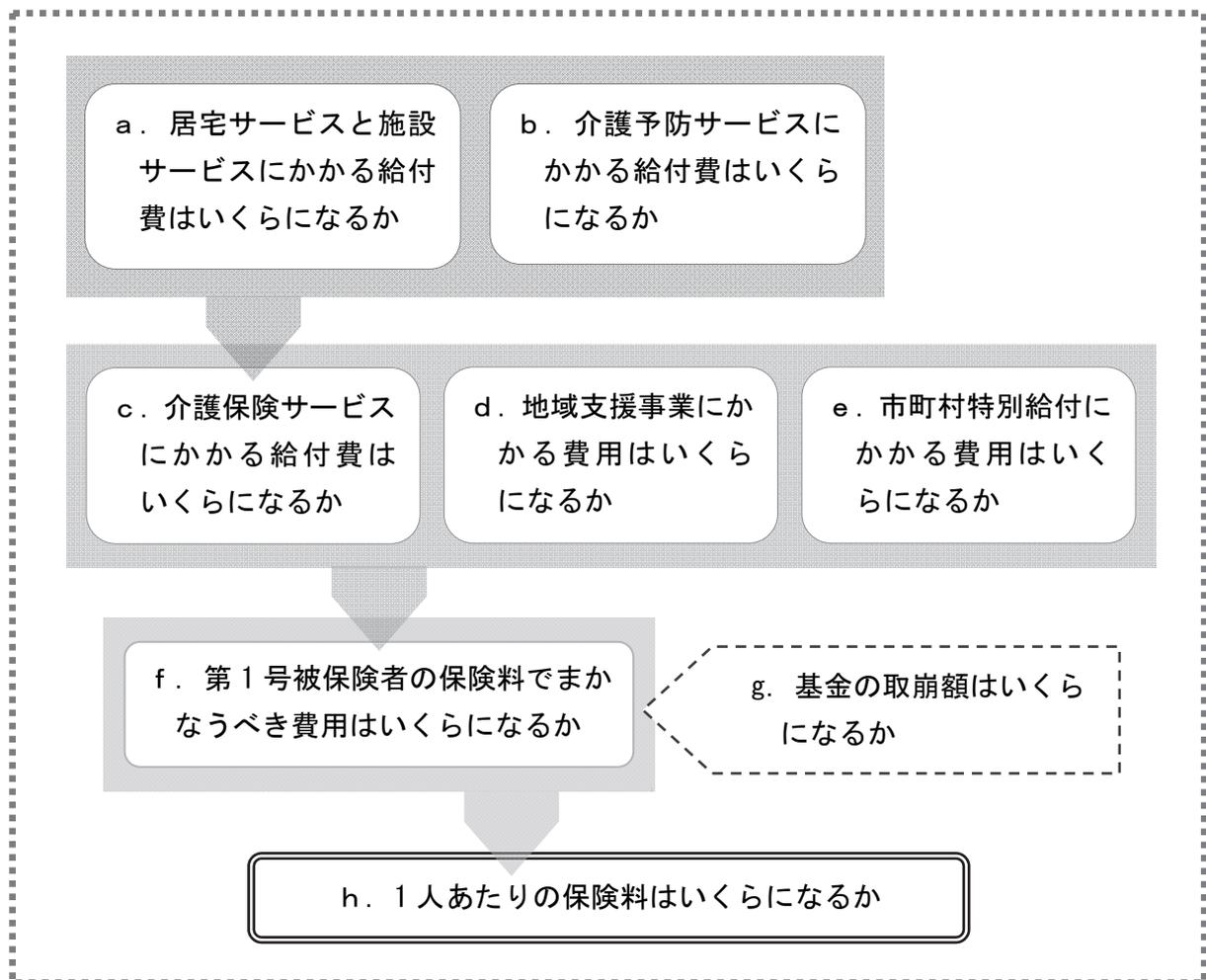
※ 介護療養型医療施設（介護療養病床）は、平成29年度（2017年度）末が設置期限とされていましたが、経過措置期間が6年間延長されました。第7期計画では、介護医療院でなく介護療養型医療施設として見込んでいます。

3. 第7期介護保険料と将来のサービス水準等の推計

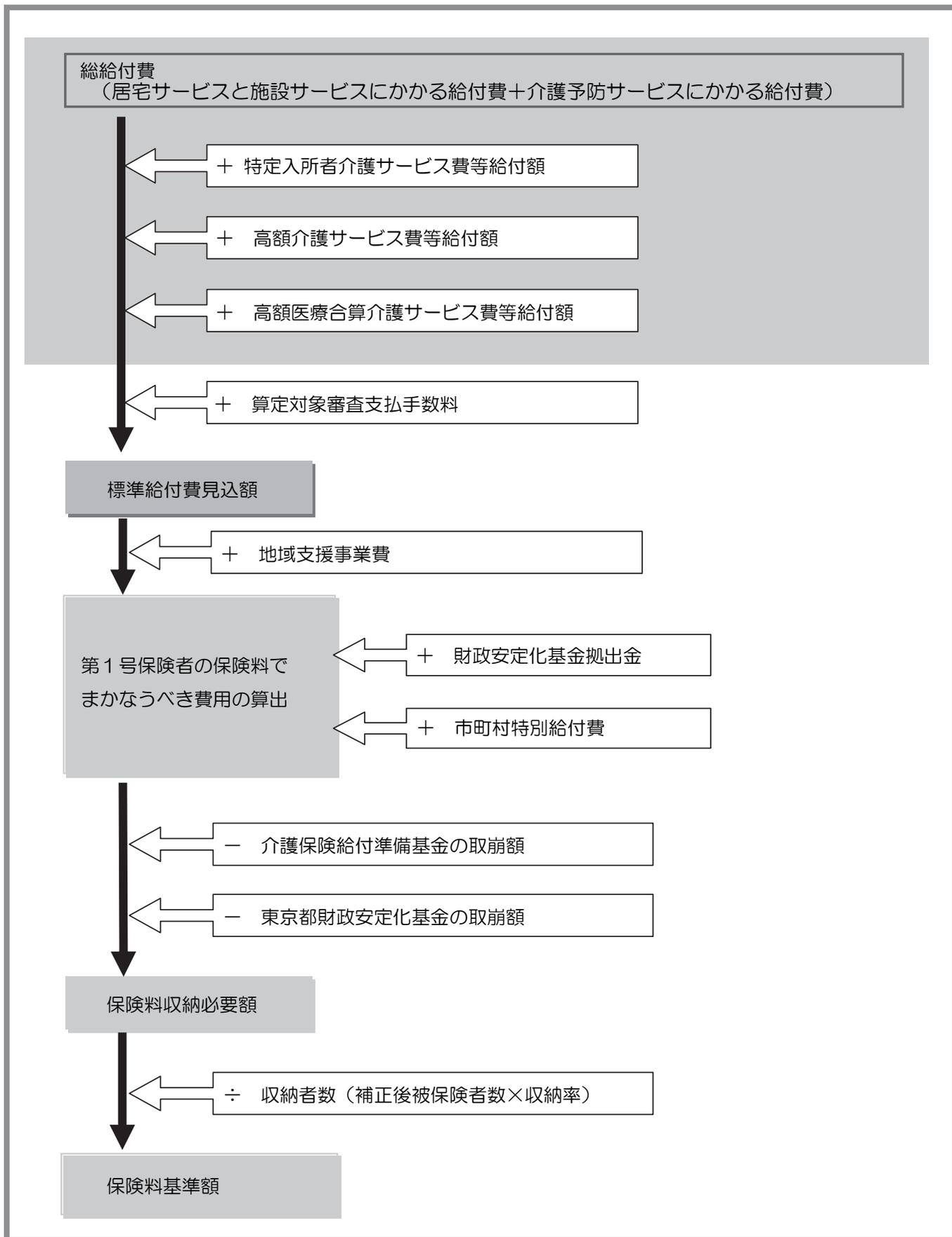
(1) 介護保険料の設定

① 第1号被保険者保険料算定の流れ

第1号被保険者の保険料算定の流れは、図表3-2及び図表3-3に示すように、本市の介護保険サービス水準とそれに伴うサービス利用量見込みにもとづき、居宅サービスと施設サービス・介護予防サービスの給付費を計算し、さらに地域支援事業や市町村特別給付等にかかる費用を加えて介護保険料でまかなうべき費用を算出し、介護保険給付準備基金等の取り崩しによって保険料必要額を算出します。続いて、保険料の収納率を踏まえた保険料収納必要額を算出し、その額を収納者数で割り、1人あたりの保険料を求めます。



図表 3-2 第1号被保険者保険料算定の考え方



図表 3-3 第1号被保険者保険料算定の流れ①

② 給付費の推計

◇ 給付費の算出方法

これまでの実績の推移から計画期間中の利用見込みを、要介護度別にサービス種別ごとの利用者数を見込み、1人あたりの利用回数・日数見込みと1回・1日・1人あたりの給付費見込みを乗じて推計しています。

【給付費の算出方法】（要介護度別に計算）

給付費は、サービスごとに計算し積み上げる

$$\begin{aligned} & 3年間の利用者数見込み \times 1人あたりの利用回数 \cdot 日数見込み \\ & \qquad \qquad \qquad \times 1回 \cdot 1日 \cdot 1人あたりの給付費見込み \end{aligned}$$

総給付費（3年間）276億9,994万4千円

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
総給付費（千円）	8,320,608	9,164,636	10,214,700

◇ 居宅サービス・施設サービスにかかる給付費

（単位：千円）

サービスの種類	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	3年間合計
(1) 居宅サービス	3,869,745	4,282,385	4,801,784	12,953,914
訪問介護	659,314	660,183	670,273	1,989,770
訪問入浴介護	63,634	65,413	72,349	201,396
訪問看護	286,600	320,969	359,465	967,034
訪問リハビリテーション	11,751	15,997	18,936	46,684
居宅療養管理指導	179,922	196,443	215,493	591,858
通所介護	716,468	780,510	853,041	2,350,019
通所リハビリテーション	241,819	248,964	256,465	747,248
短期入所生活介護	203,408	228,096	261,435	692,939
短期入所療養介護（老健）	41,777	41,756	42,561	126,094
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	259,073	279,094	302,509	840,676
特定福祉用具購入費	14,101	14,790	15,236	44,127
住宅改修費	20,400	21,378	23,895	65,673
特定施設入居者生活介護	1,171,478	1,408,792	1,710,126	4,290,396

サービスの種類	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	3年間合計
(2) 地域密着型サービス	1,187,556	1,345,302	1,569,356	4,102,214
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	19,172	38,345	57,517
認知症対応型通所介護	128,873	136,864	146,226	411,963
小規模多機能型居宅介護	273,959	293,011	317,282	884,252
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	59,308	59,308
認知症対応型共同生活介護	363,063	426,553	488,607	1,278,223
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,094	3,096	3,096	9,286
地域密着型通所介護	418,567	466,606	516,492	1,401,665
(3) 施設サービス	2,591,136	2,697,701	2,804,921	8,093,758
介護老人福祉施設	1,494,602	1,555,223	1,616,378	4,666,203
介護老人保健施設	935,874	973,047	1,009,938	2,918,859
介護療養型医療施設	160,660	169,431	178,605	508,696
(4) 居宅介護支援	413,154	438,401	464,582	1,316,137

介護サービス等諸費（Ⅰ）	計	8,061,591	8,763,789	9,640,643	26,466,023
--------------	---	-----------	-----------	-----------	------------

◇ 介護予防サービスにかかる給付費

(単位：千円)

サービスの種類	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	3年間合計
(1) 介護予防サービス	216,230	245,834	281,497	743,561
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	48,249	61,445	77,819	187,513
介護予防訪問リハビリテーション	1,485	1,502	1,526	4,513
介護予防居宅療養管理指導	12,599	13,500	14,692	40,791
介護予防通所リハビリテーション	29,078	29,355	29,859	88,292
介護予防短期入所生活介護	2,541	3,174	3,486	9,201
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	35,395	38,721	42,871	116,987
特定介護予防福祉用具購入費	4,249	4,249	4,249	12,747
介護予防住宅改修	14,386	14,386	14,386	43,158
介護予防特定施設入居者生活介護	68,248	79,502	92,609	240,359

サービスの種類	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	3年間合計
(2) 地域密着型介護予防サービス	16,179	21,073	24,861	62,113
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	16,179	21,073	24,861	62,113
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	35,214	39,423	44,097	118,734

介護予防サービス等諸費(Ⅱ) 計	267,623	306,330	350,455	924,408
------------------	---------	---------	---------	---------

◇ 総給付費

総給付費①は、平成30年度介護報酬改定(+0.54%)を見込んでいます。

(単位：千円)

総給付費① (Ⅰ) + (Ⅱ)	8,329,214	9,070,119	9,991,098	27,390,431
-----------------	-----------	-----------	-----------	------------

保険料必要額の算定には、総給付費②を用います。

総給付費②は、給付費①に、平成30年8月からの一定以上所得者の利用者負担割合の見直し(2割→3割)、平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げ(8%→10%)と介護職員の処遇改善の財政影響額を見込んでいます。

(単位：千円)

総給付費②((Ⅰ) + (Ⅱ)) × 影響額	8,320,608	9,164,636	10,214,700	27,699,944
------------------------	-----------	-----------	------------	------------

◇ 標準給付費見込額の算出方法

総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額（介護保険施設等への入所等を利用する低所得の方に食事と居住費（滞在費）の一部を給付するもの）等を加えた標準給付費を算出します。

【標準給付費見込額の算出方法】

標準給付費見込額	29,451,930,459 円
＝ 総給付費	27,699,943,431 円
＋ 特定入所者介護サービス費等給付額	751,863,351 円
＋ 高額介護サービス費等給付額	868,948,921 円
＋ 高額医療合算介護サービス費等給付額	101,366,156 円
＋ 算定対象審査支払手数料	29,808,600 円

◇ 標準給付費見込額

（単位：円）

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	3 年間合計
標準給付費見込額 (A)	8,844,542,415	9,751,663,354	10,855,724,690	29,451,930,459
総給付費	8,320,607,496	9,164,635,839	10,214,700,096	27,699,943,431
特定入所者介護 サービス費等給付額	235,532,483	250,361,748	265,969,120	751,863,351
高額介護 サービス費等給付額	249,467,202	293,128,038	326,353,681	868,948,921
高額医療合算介護 サービス費等給付額	29,753,194	33,621,109	37,991,853	101,366,156
算定対象審査支払 手数料	9,182,040	9,916,620	10,709,940	29,808,600

◇ 地域支援事業費

地域支援事業費は、次のとおり見込んでいます。

(単位：円)

施策費名 (施策内容掲載頁)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	3 年間合計
地域支援事業 (B)	727,507,000	784,512,000	839,784,000	2,351,803,000
介護予防・日常生活支援総合事業 費 (53 ページ～参照)	429,153,000	466,917,000	514,731,000	1,410,801,000
包括的支援事業・任意事業費	298,354,000	317,595,000	325,053,000	941,002,000
包括的支援事業費	297,645,000	316,764,000	324,208,000	938,617,000
地域包括支援センター関連 経費 (76 ページ～参照)	258,747,000	267,464,000	274,908,000	801,119,000
生活支援サービスの体制整 備費 (70 ページ～参照)	18,503,000	28,000,000	28,000,000	74,503,000
在宅医療・介護連携関連経 費 (93 ページ～参照)	5,095,000	6,000,000	6,000,000	17,095,000
認知症施策関連経費 (81 ページ～参照)	15,000,000	15,000,000	15,000,000	45,000,000
地域ケア会議関連経費 (77 ページ～参照)	300,000	300,000	300,000	900,000
任意事業 (介護給付適正化事 業等)	709,000	831,000	845,000	2,385,000

◇ 市町村特別給付

市町村特別給付の利用金額は、次のとおり見込んでいます。

(単位：円)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	合計
市町村特別給付 (110 ページ参照)	5,990,400	6,739,200	7,488,000	20,217,600

③ 第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用

表1～2に示すように、介護保険サービス給付の財源及び地域支援事業の財源として、第1号被保険者の負担割合は23.0%になっています。

表1 介護保険サービス給付費の財源

	第1号 保険料	第2号 保険料	調整交付金	国	市	都
施設等給付費 を除く	23.0%	27.0%	5.0%	20.0%	12.5%	12.5%
施設等給付費	23.0%	27.0%	5.0%	15.0%	12.5%	17.5%

表2 地域支援事業（介護予防事業）の財源

	第1号 保険料	第2号 保険料	国	市	都
介護予防・日常生活 支援総合事業	23.0%	27.0%	25.0%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・ 任意事業	23.0%		38.5%	19.25%	19.25%

国が定める法定のサービス基準までの保険給付に要する費用の財源は、40歳以上の被保険者が負担する保険料と、国・都道府県・市町村が負担する公費でまかなわれ、その割合は原則として50%ずつとなっています。

ただし、国の負担分のうち、5%は財政調整交付金（以下「調整交付金」）として、各市町村の後期高齢者比率や高齢者の所得状況の格差による第1号被保険者の負担能力を勘案して調整交付されます。各年度の交付率は、平成30年度（2018年度）は2.08%、平成31年度（2019年度）は2.60%、平成32年度（2020年度）は3.00%を見込んでおり、全国平均の調整交付金交付割合（5%）との差額分を第1号被保険者の保険料でまかなうこととなります。

このほか、東京都が設置する財政安定化基金への拠出金（第7期計画期間中の拠出率は0%）及び市町村特別給付費の金額が、第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用となります。

【第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用】**○第1号被保険者の負担額**

$$= (\text{標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費}) \text{ 3年分} \times \text{第1号被保険者保険料率 (23\%)} \\ = 7,314,858,696 \text{ 円 (a)}$$

○全国平均と本市の調整交付金標準交付率に基づく交付額の差額

$$= \text{全国平均の調整交付金標準交付率にもとづく交付額 3年分} \\ - \text{本市の調整交付金標準交付率にもとづく交付額 3年分} \\ = 743,446,573 \text{ 円 (b)}$$

○第1号被保険者保険料でまかなうべき費用

$$= (a) + (b) + \text{財政安定化基金拠出金} + \text{市町村特別給付費 3年分} \\ = 8,078,522,869 \text{ 円}$$

④ 第1号被保険者の保険料必要額

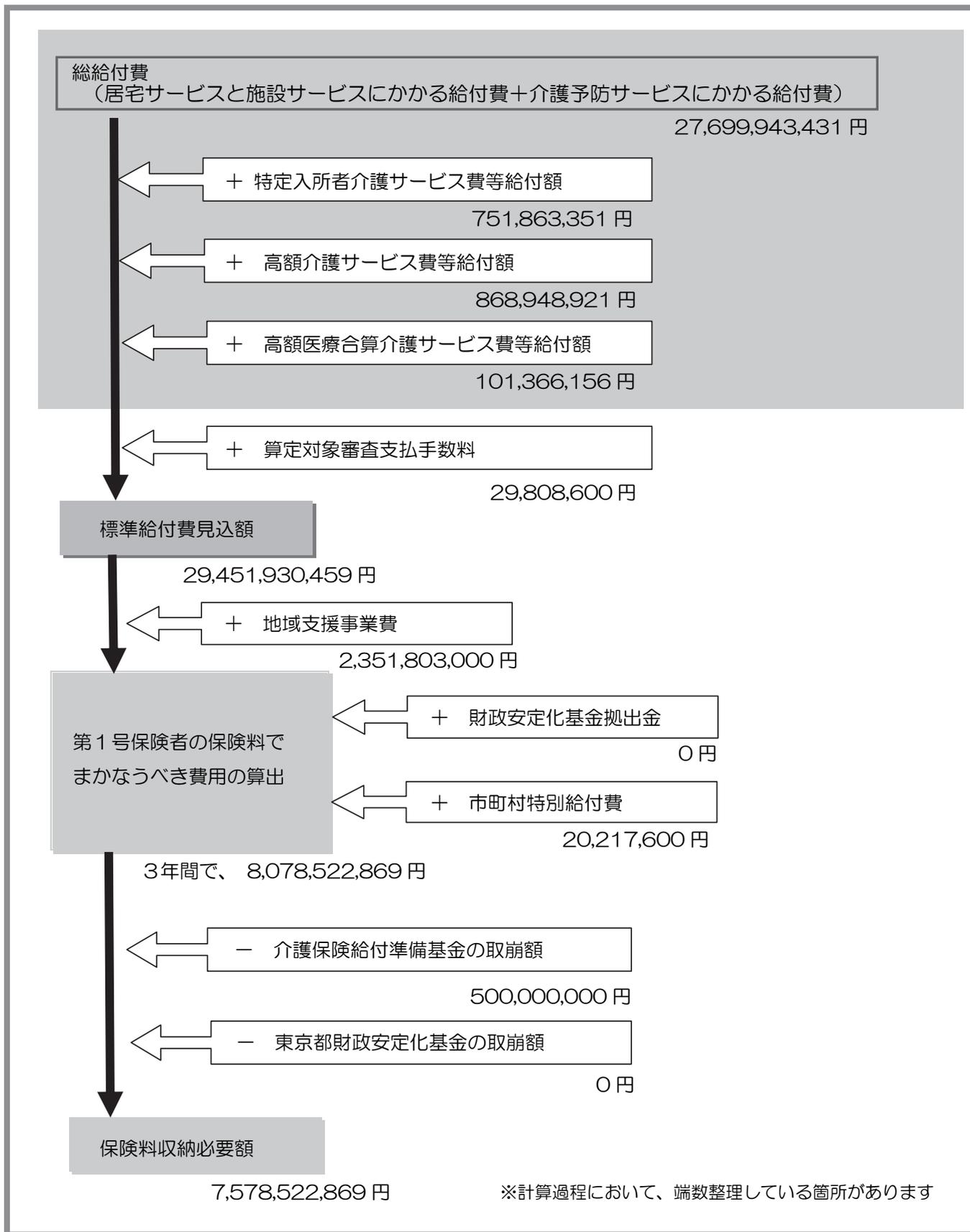
市では、介護保険給付準備基金を設置して、保険給付に要する経費の不足に備えています。準備基金の残高は、平成29年度（2017年度）末時点の見込額で約6億5,200万円であり、第7期計画期間の第1号被保険者の保険料の上昇を可能な限り抑制するため、5億円を取り崩します。取り崩し後の残額については、第7期計画期間中の保険給付に要する経費の不足が生じた際に活用します。

【第1号被保険者保険料必要額】**○基金の取崩額**

= 介護保険給付準備基金取崩額	500,000,000 円
+ 東京都財政安定化基金取崩交付額	0 円
=	500,000,000 円

○第1号被保険者保険料必要額

$$= \text{第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用} - \text{基金の取崩額} \\ = 7,578,522,869 \text{ 円}$$



図表 3-4 第1号被保険者保険料算定の流れ②

⑤ 第1号被保険者の保険料の設定

第1号被保険者の1人あたりの保険料（年額）は、所得状況により14段階の区分を設け、基準額を中心に0.45～2.35倍までの金額で設定します（これを「保険料率」といいます）。

各段階の対象者と保険料設定は、下表のとおりです。

◇ 所得段階別保険料の設定

所得段階	対象者	保険料率
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 	0.45
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.60
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	0.75
第4段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下	0.85
第5段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超える	1.00 基準額
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.12
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.28
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.39
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.545
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.695
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上1,000万円未満	1.905
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	2.05
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	2.20
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上	2.35

※低所得者に対する保険料の軽減

第7期計画期間における第1号被保険者の保険料は、所得水準に応じてきめ細かく14段階に設定し、低所得者に対する負担軽減を図っています。

また、非課税世帯（第1～第3段階）については、国が示す公費による軽減の仕組みを導入し、さらなる負担軽減を図ります。なお、第1段階から第3段階までの保険料率は公費軽減前の率です。

本市における各段階別人数の予測は下表のとおりです。

◇ 各段階別の被保険者数の予測

所得段階	比率	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
第1段階	15.4%	6,658人	6,816人	6,968人	7,500人
第2段階	5.9%	2,551人	2,611人	2,670人	2,873人
第3段階	6.3%	2,724人	2,788人	2,851人	3,068人
第4段階	15.4%	6,658人	6,816人	6,968人	7,500人
第5段階	11.0%	4,756人	4,868人	4,977人	5,357人
第6段階	11.5%	4,978人	5,096人	5,210人	5,608人
第7段階	15.0%	6,485人	6,639人	6,787人	7,305人
第8段階	9.1%	3,935人	4,028人	4,118人	4,432人
第9段階	4.3%	1,859人	1,903人	1,946人	2,094人
第10段階	3.0%	1,274人	1,305人	1,333人	1,435人
第11段階	1.6%	697人	713人	729人	785人
第12段階	0.9%	404人	413人	423人	454人
第13段階	0.3%	109人	113人	115人	124人
第14段階	0.3%	147人	150人	154人	165人
合計	100.0%	43,235人	44,259人	45,249人	48,700人

各段階の被保険者数に保険料率（補正係数）を乗じて、補正後被保険者数を算出します。平成30～32年度（2018～2020年度）の補正後被保険者数は135,412人となります。

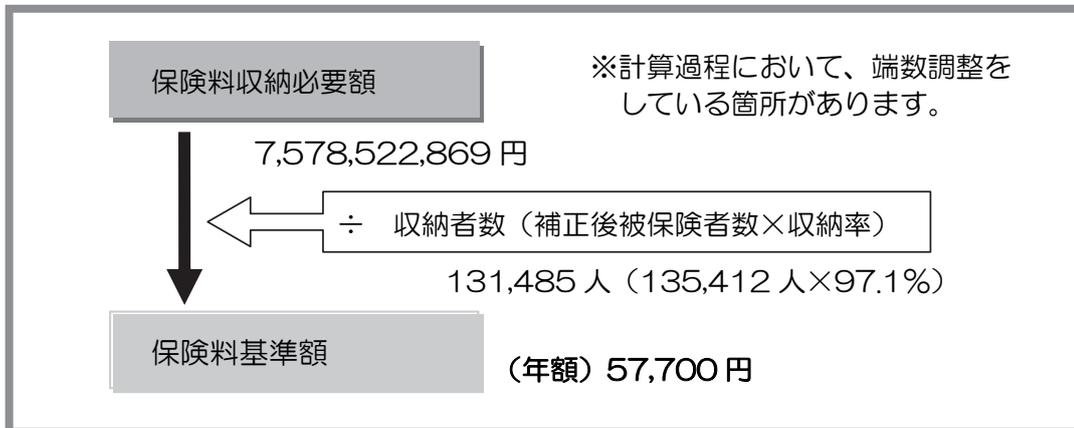
◇ 補正後被保険者数

（単位：人）

所得段階	保険料率 (補正係数)	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)		合 計	
		補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後
第1段階	0.45	6,658	2,996	6,816	3,067	6,968	3,136	20,442	9,199
第2段階	0.60	2,551	1,531	2,611	1,567	2,670	1,602	7,832	4,700
第3段階	0.75	2,724	2,043	2,788	2,091	2,851	2,138	8,363	6,272
第4段階	0.85	6,658	5,659	6,816	5,794	6,968	5,923	20,442	17,376
第5段階	1.00	4,756	4,756	4,868	4,868	4,977	4,977	14,601	14,601
第6段階	1.12	4,978	5,575	5,096	5,707	5,210	5,835	15,284	17,117
第7段階	1.28	6,485	8,301	6,639	8,498	6,787	8,687	19,911	25,486
第8段階	1.39	3,935	5,470	4,028	5,599	4,118	5,724	12,081	16,793
第9段階	1.545	1,859	2,872	1,903	2,940	1,946	3,007	5,708	8,819
第10段階	1.695	1,274	2,160	1,305	2,212	1,333	2,259	3,912	6,631
第11段階	1.905	697	1,328	713	1,358	729	1,389	2,139	4,075
第12段階	2.05	404	828	413	847	423	867	1,240	2,542
第13段階	2.20	109	240	113	249	115	253	337	742
第14段階	2.35	147	345	150	352	154	362	451	1,059
合 計	—	43,235	44,104	44,259	45,149	45,249	46,159	132,743	135,412

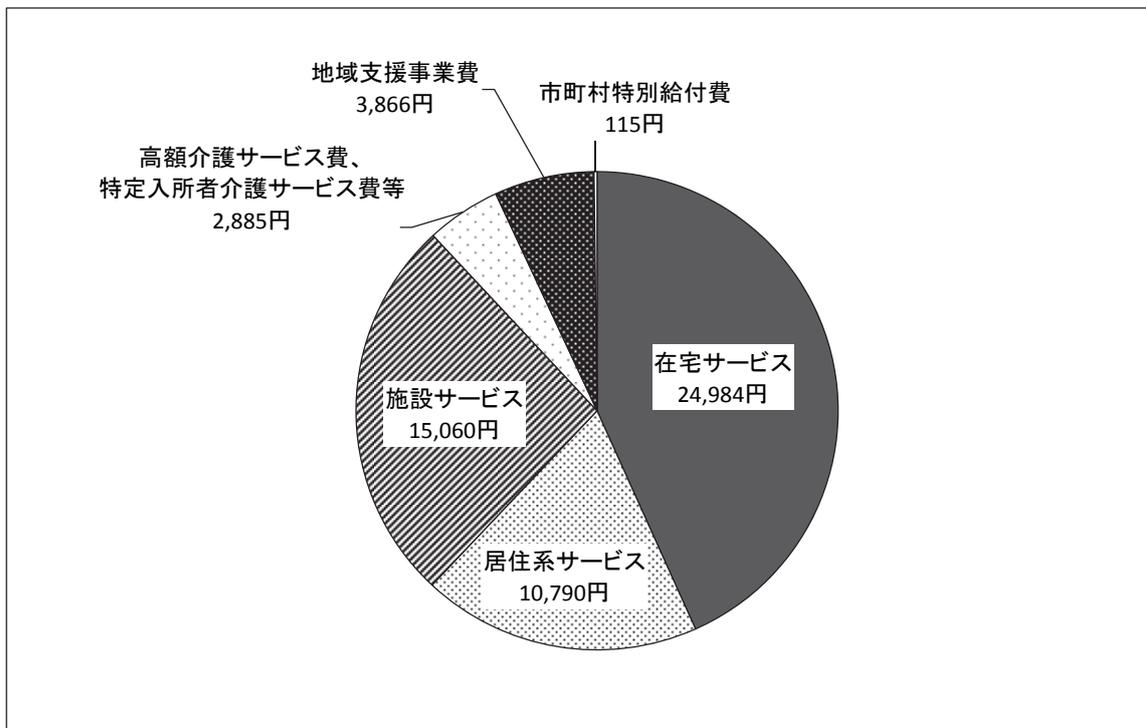
※ 補正後被保険者数は、各段階の補正前被保険者数に保険料率（補正係数）を乗じて算出。

第7期計画期間の予定保険料収納率は、近年の実績を踏まえて97.1%と見込みます。
 保険料基準額（1人あたり年額）は、保険料収納必要額を補正後被保険者数に収納率を乗じた
 収納者数の平成30～32年度（2018～2020年度）の合計で割って算出します。
 本市の保険料基準額は、57,700円（月額4,809円※小数点以下切り上げ）と見込まれます。



図表 3-5 第1号被保険者保険料算定の流れ③

また、保険料基準額57,700円の給付費等に占める内訳は、次に示すとおりです。



図表 3-6 保険料基準額の内訳

保険料基準額 57,700 円を、所得段階ごとの保険料率設定にあてはめると、各所得段階の保険料は下表に示すとおりになります。

◇ 所得段階別保険料

段階	保険料率の設定	1人あたり保険料年額（円）
第1段階	基準額×0.45	25,900
第2段階	基準額×0.60	34,600
第3段階	基準額×0.75	43,200
第4段階	基準額×0.85	49,000
第5段階	基準額×1.00	57,700
第6段階	基準額×1.12	64,600
第7段階	基準額×1.28	73,800
第8段階	基準額×1.39	80,200
第9段階	基準額×1.545	89,100
第10段階	基準額×1.695	97,800
第11段階	基準額×1.905	109,900
第12段階	基準額×2.05	118,200
第13段階	基準額×2.20	126,900
第14段階	基準額×2.35	135,500

※ 保険料年額 100 円未満は切捨て

(2) 平成37年度(2025年度)を見据えたサービス水準等の推計

多摩市の人口推計によると、平成37年度(2025年度)には市民の4.8人に1人が75歳以上の後期高齢者となります。介護保険サービスの利用量を平成28年度(2016年度)の実績と平成37年度(2025年度)の推計を比較すると、倍以上の利用量になる介護保険サービスが見られます。

◇ 平成37(2025)年度介護保険サービスの利用量推計

※回数・日数・人数は1月あたり

※第7期計画に見込んでいないサービスは除いています。

居宅サービス・施設サービス

サービス種別	単位	平成28年度 (2016年度)	平成37年度 (2025年度)
(1) 居宅サービス			
訪問介護	回数(回)	16,659	21,947
	人数(人)	895	1,312
訪問入浴介護	回数(回)	372	573
	人数(人)	73	137
訪問看護	回数(回)	4,613	9,688
	人数(人)	484	934
訪問リハビリテーション	回数(回)	246	723
	人数(人)	24	50
居宅療養管理指導	人数(人)	877	1,623
通所介護	回数(回)	6,378	12,902
	人数(人)	720	1,156
通所リハビリテーション	回数(回)	1,904	2,410
	人数(人)	262	395
短期入所生活介護	日数(日)	1,639	3,162
	人数(人)	194	337
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	291	330
	人数(人)	43	65
福祉用具貸与	人数(人)	1,322	2,094
特定福祉用具購入費	人数(人)	31	53
住宅改修費	人数(人)	17	32
特定施設入居者生活介護	人数(人)	341	1,051
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	60
認知症対応型通所介護	回数(回)	928	1,184
	人数(人)	93	163

小規模多機能型居宅介護	人数(人)	86	167
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	104	144
地域密着型通所介護	回数(回)	3,794	7,980
	人数(人)	461	696
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	人数(人)	447	773
介護老人保健施設	人数(人)	253	494
介護療養型医療施設	人数(人)	46	40
(4) 居宅介護支援	人数(人)	2,023	2,924

介護予防サービス

サービス種別	単位	平成28年度 (2016年度)	平成37年度 (2025年度)
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問看護	回数(回)	769	3,894
	人数(人)	92	277
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	12	47
	人数(人)	1	10
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	71	153
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	65	104
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	24	66
	人数(人)	6	11
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	2	0
	人数(人)	1	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	398	902
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	11	23
介護予防住宅改修	人数(人)	10	16
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	50	167
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	11	46
(3) 介護予防支援	人数(人)	781	896

第2章 介護サービス基盤の整備

1. 介護サービス基盤の整備

(1) 介護保険施設等の整備

医療や介護を必要とする状態になっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域密着型サービス以外の介護保険施設等については、「東京都高齢者保健福祉計画」にもとづいて整備を検討していきます。

特別養護老人ホームは、第5期計画中（平成26年（2014年）3月）に1施設（112床）が開設されました。第7期計画期間中の開設は見込みませんが、第8期以降の整備については、引き続き検討していきます。

《▼高齢支援課》

【特別養護老人ホームの整備】

	現 状	(平成30~32年度) (2018~2020年度)
施設数・床数	5施設、577床	5施設、577床

(2) 地域密着型サービスの整備

① 認知症高齢者グループホームの整備

高齢化に伴い増加する認知症高齢者が引き続き地域で暮らし続けるよう、認知症高齢者グループホームの整備を推進します。

整備にあたっては、小規模多機能型居宅介護、または、看護小規模多機能型居宅介護との併設整備を原則とし、入所希望者が速やかに入所できることを目指して、本計画期間中に2か所（4ユニット）の整備を図ります。

【認知症高齢者グループホームの整備】

	現 状	目 標		
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
施設数	6か所	6か所	7か所	8か所
ユニット数	12ユニット (108人)	12ユニット (108人)	14ユニット (126人)	16ユニット (144人)

② 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の整備

介護を必要とする状態になっても高齢者が自宅で生活が続けられるように、小規模多機能型居宅介護の整備を推進します。

整備にあたっては、サービスを必要とする要介護者が速やかに利用できることを目標として、本計画期間中に1か所の整備を図ることを目標とします。

また、より医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図ることを目的に、看護小規模多機能型居宅介護については、新設または既存の介護保険サービス事業所の転換により、1施設の整備を図ることを目標とします。

【小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の整備】

	現 状	目 標		
		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
小規模多機能型居宅 介護 施設数	6か所※	6か所	7か所	7か所
看護小規模多機能型 居宅介護 施設数	0か所	0か所	0か所	1か所

※1 現状6施設のうち1施設は整備中（西永山総合福祉施設内に整備（平成31年7月開設予定））です。

第3章 介護保険事業の円滑・適正な運営

1. 介護保険事業の円滑な運営

介護保険事業を円滑に運営するためには、被保険者（市民）が介護保険の運営に参画し、市民の視点に立った運営を行うことが欠かせません。「多摩市介護保険運営協議会」等への市民参画を進めるとともに、高齢者を対象とした実態調査を定期的実施することで市民の介護保険サービスに関する意向の把握に努めます。

（1）介護保険事業の円滑な運営のための機関

本市の介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営協議会の委員には、公募市民も加わり、各協議会における議論を通して市民と行政の協働による円滑な事業運営を目指しています。

① 介護保険運営協議会

市長の附属機関として設置している「多摩市介護保険運営協議会」では、介護保険事業計画の推進状況や重要事項についての審議を行っています。同協議会は委員 12 人で構成されており、その構成は、公募市民5人、学識経験者2人、介護保険事業者3人、関係機関2人となっています。

【介護保険運営協議会の開催回数】

	平成 28 年度 (2016 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
	目 標	実 績	目 標	目 標	目 標
介護保険運営協議会	-	4回	4回	4回	6回

② 地域包括支援センター運営協議会

「多摩市地域包括支援センター運営協議会」は、地域包括支援センターの公正及び中立性の確保と円滑かつ適切な運営の支援にあたる機関であり、その構成は、公募市民2人、学識経験者4人、包括的支援事業の受託事業者等2人、権利擁護や相談に係る関係機関3人となっています。

③ 地域密着型サービス運営協議会

「多摩市地域密着型サービス運営協議会」は、地域密着型サービス等の適正な運営を確保するための機関です。

(2) 介護保険サービス利用の促進

① 低所得者に対するサービス利用料の助成等

低所得者の介護保険サービス利用が抑制されることを防ぎ、サービスを必要とするときにはいつでも利用できるように、サービス利用料の助成制度等の周知に努め、対象者の利用を促進します。

サービス利用者の1か月に支払った利用者負担額が一定の額を超えたときに、申請により高額介護サービス費を支給します。なお、高額介護サービス費・福祉用具購入費・住宅改修費については、低所得者の負担軽減のための貸付制度を設けます。

福祉用具購入費・住宅改修費について、いったん全額を支払って、後から保険給付分を受け取る償還払いのほかに、はじめから自己負担分のみで利用できる、受領委任払い制度を設けています。

施設サービス・短期入所サービスの食事・居住費・滞在費負担については、低所得者に対して限度額を設けており、超える分については特定入所者介護（介護予防）サービス費として補足給付します。

また、世帯内の同一の医療保険の加入者について、1年間に医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、合算した負担額が一定の額を超えた場合、申請によって高額医療・高額介護合算療養費が支給される制度を設けています。

このほか、生計が困難な方を対象に「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度」、「介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度」を実施し、利用者負担額の一部を助成します。

② 介護保険事業の情報共有

介護保険事業に対する市民の理解の向上を図るため、介護保険制度等の説明会を開催するとともに、市民のニーズを反映した事業運営を目指します。

(3) 介護保険サービスの質の向上・確保

① 「多摩市介護保険事業者連絡協議会」との連携・協働

市民に質の高い介護保険サービスを提供することを目的に、介護保険制度の開始当初から介護保険サービス提供事業者が加入する団体として「多摩市介護保険事業者連絡協議会」が設立されています。

協議会の事務局を市が担い、市と事業者の連携・協働により、研修や事業所間の情報交換を実施し、利用者の視点に立った介護保険サービスの質の向上に取り組みます。

② 介護保険を担う人材の確保と質の向上の支援

地域で介護保険を担う優秀な人材を確保・養成するためには、研修の実施や充実した情報提供が不可欠です。特に、介護支援専門員（ケアマネジャー）やホームヘルパーは、利用者と接する機会が多く、介護保険サービスの中心的存在であることから、質の向上を目的とした研修や情報提供を実施し、研修テーマは、制度改正の内容やアンケート等の回答から必要とされる情報を適宜把握したうえで設定します。

また、更なる少子高齢化により、介護を必要とする人が増大する一方で、その支え手が減少することが見込まれています。国は、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）には、約 38 万人の介護人材の不足が生じると推計しており、介護人材の確保は本市においても課題となっています。東京都等の関係団体と連携し、より効果的な取組を推進するとともに、近隣の大学・専門学校等と市内介護保険事業所との連携による説明会や体験実習等の実施を通して、地域で介護保険を担う人材の定着と確保を推進します。

【市が主催する研修の開催回数】

	平成 28 年度 (2016 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
	目 標	実 績	目 標	目 標	目 標
開催回数	-	8回	8回	8回	8回

③ 介護保険サービスに関する情報提供

介護保険サービスの適切な利用について、市の広報やパンフレット、多摩市介護保険事業者連絡協議会発行の「We are ケアマネジャー」等の広報誌を活用した普及・啓発に取り組みます。

また、利用者が介護保険サービスや事業者を適切に選択するためには、サービスの内容や事業者の運営の状況について、正しい情報を把握できることが重要です。そのため、関係機関等と連携した介護保険サービス情報の提供に取り組みます。

④ 相談・苦情等への対応

市民や介護保険サービス利用者の相談や苦情等に関しては、市役所窓口や多摩市総合オンブズマンが中心となって対応しています。

また、要介護認定更新申請時に自由記載形式のアンケートを実施し、市からの回答の希望があった際は、記載者へ連絡をとる等の対応を実施することで、利用者からの相談・苦情等を直接受け付ける機会を設け、市民等からの相談・苦情等を介護保険サービスの改善につなげることを目指します。

2. 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度の運営にあたっては、利用者の介護保険サービス利用の前提となる要介護認定や、介護給付が適正であることが求められます。これらは介護保険制度の要であり、制度に対する市民の信頼確保のため、更なる取組を推進します。

また、介護保険事業を安定的に運営するとともに、被保険者相互の負担の公平の確保のため、介護保険料の収納率の向上に取り組みます。

(1) 介護給付適正化の推進

① 介護給付適正化事業 第4部 147ページ～参照

利用者の自立支援に役立つサービスを、健全な財政の下、過不足なく提供することが、介護保険制度の持続可能性を高め、利用者保護を推進します。

介護保険サービスを必要とする方（受給者）を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより、受給者が真に必要なサービスを見極め、事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう促すために、介護給付適正化事業を実施します。

第7期介護保険事業計画から、介護給付適正化の取組について、計画の中に取組内容と目標を盛り込むよう定められました。本市では、以下のように取組を実施します。

なお、具体的な実施内容及び実施方法と目標等を定めた「多摩市介護給付適正化計画」は、第4部資料に掲載しています。

◇ 要介護認定の適正化

全国一律の基準にもとづいた要介護認定が適切に実施されるよう、要介護認定の認定調査の質の向上、認定審査の一層の平準化を図ります。

◇ ケアプランの点検

利用者の自立支援に資するケアプラン作成の支援、介護支援専門員の育成、ケアマネジメントの質の向上を目的に、保険者である市と介護支援専門員等の協力のもと、東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントのガイドライン」を活用し、ケアプラン点検を実施します。

◇ 住宅改修などの点検

利用者の自立支援に資する適切な住宅改修が行われるよう、利用者宅への訪問による状況確認や工事見積書の点検など、適正化の手法について検討します。

また、福祉用具貸与の仕組みの見直しや適正価格などについて、事業者及び利用者に対して、周知・啓発を行います。

◇ 医療情報との突合・縦覧点検

適正な介護報酬請求を促すため、老人保健（長寿（後期高齢者）医療制度及び国民健康保険）の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

また、受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。

◇ 介護給付費通知

必要なサービスが適正に提供されているかどうか確認できるよう、利用者本人または家族に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。

◇ 給付実績の活用

東京都国民健康保険団体連合会から送付される給付実績の活用において、活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用していきます。

【介護給付適正化の推進】

	平成 28 年度 (2016 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
	目 標	実 績	目 標	目 標	目 標
介護給付適正化 主要5事業の実施	実施	実施※	実施	実施	実施
給付実績を活用した 適正化事業の実施	-	-	-	準備	実施

※ 住宅改修などの点検は未実施

◇ 事業者実地指導等

実地指導は、事業所や施設を訪問し、介護保険サービスの提供について確認や助言をするものです。よりよいサービス提供のために、市に指定権限がある地域密着型サービス、居宅介護支援事業者及びその他の介護保険サービス事業者に対して事業者実地指導等を実施します。

【市が実施する事業者実地指導】

	平成 28 年度 (2016 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
	目 標	実 績	目 標	目 標	目 標
地域密着型サービス 事業所	-	2回	実施	実施	実施
市内介護老人福祉施設	-	2回※	実施	実施	実施

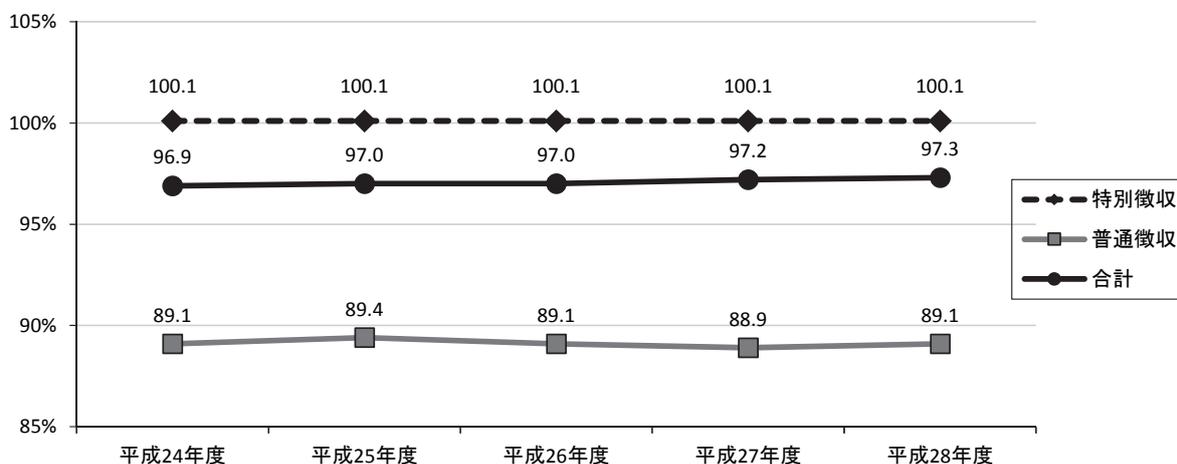
※ 東京都との合同検査を含む

(2) 介護保険料の収納率の向上

本市の第1号被保険者の介護保険料の収納率は、特別徴収が100%を確保し、普通徴収では収納の取組に努め、全体としては96~97%台で推移しています。第7期計画期間の介護保険料の算定にあたっては、135ページのとおり、予定保険料収納率を97.1%と見込んでいますが、介護保険事業を安定的に運営するとともに、被保険者相互の負担の公平の確保のため、収納率の向上に取り組めます。

なお、低所得者に対する保険料の減免については、災害等の特別な事情によって第1号被保険者の負担能力が著しく低下した場合等には、必要に応じて第1号被保険者の保険料の減額を行い、負担の軽減を図ります。

また、生計困難者と認められる被保険者を対象とした市独自の保険料軽減制度を実施します。



※多摩市調べ

※特別徴収の収納率が100%を超えているのは、収入金額に還付未済の金額を含んでいるため

※合計には特別徴収、普通徴収のほかに滞納分も含む

図表 3-7 介護保険料の収納状況

